

最近の建設業を巡る状況について【報告】

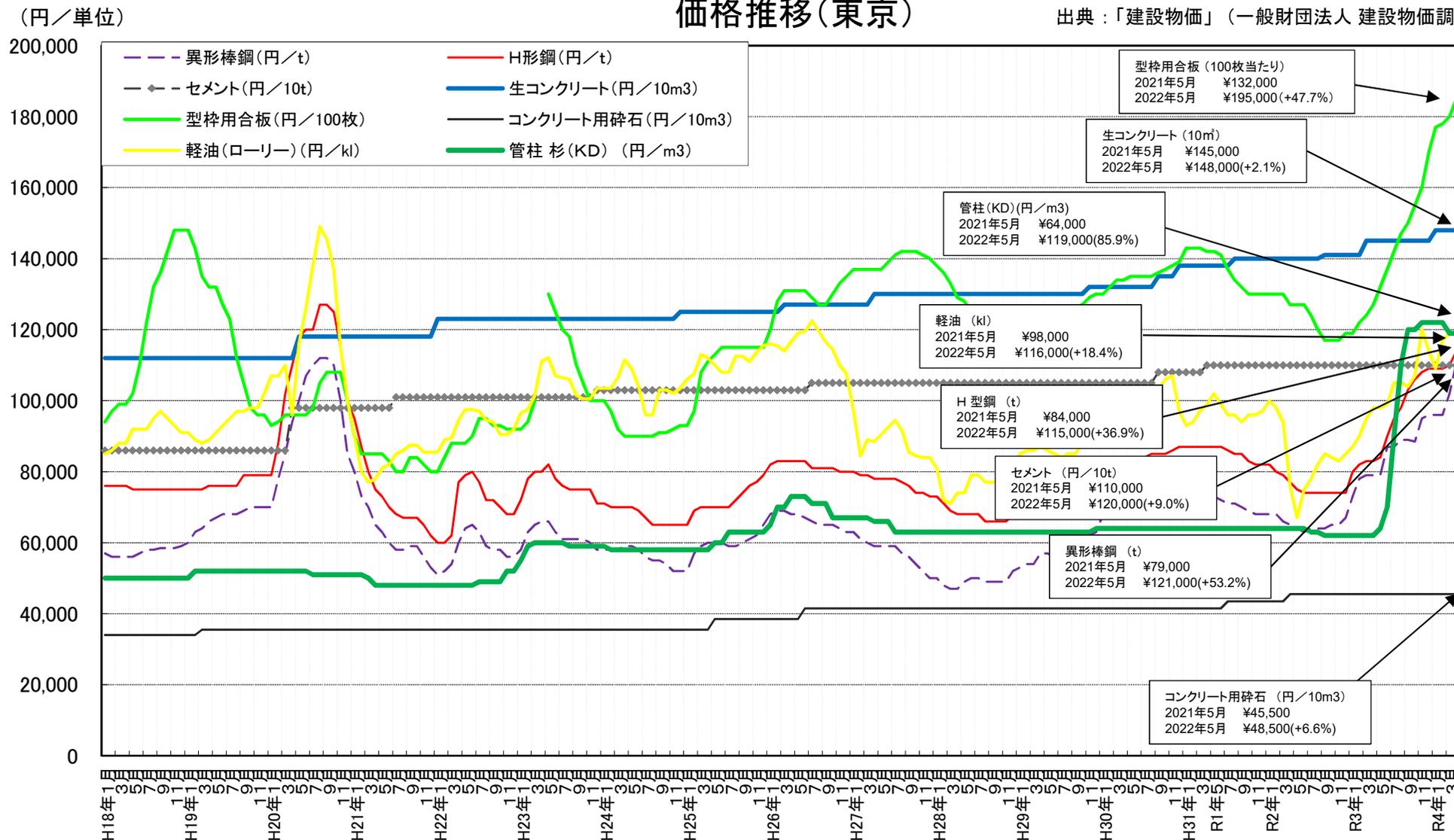
令和4年6月21日
不動産・建設経済局

1. 資材価格高騰への対策について

○原料高、世界的な需要量の増加、原油高等を背景に各種資材の高騰となっている。
 (1年前との比較では鋼材:3割~5.5割程度、木材:4割~8.5割程度)
 ○生コンクリートやセメントなども、値上がが表明されており、今後市場においても上昇する見込みとなっている。

価格推移(東京)

出典:「建設物価」(一般財団法人 建設物価調査会)



出典:「建設物価」(一般財団法人 建設物価調査会)

開催概要

日時：令和3年12月27日（月）14:00～14:32

出席者：（政府）岸田総理、斉藤国交大臣、山際新しい資本主義担当大臣、経産大臣、厚労大臣、消費者担当大臣等
（民間団体）十倉経団連会長など経済団体5団体トップ、宮本日建連会長など事業者団体22団体トップ

【岸田総理の発言（抄）】

政府としても、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、環境整備を行ってまいります。

本日、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージを決定いたします。1月から3月を転嫁対策に向けた集中取組期間と定めるほか、公正取引委員会と中小企業庁が事業所管省庁と連携して、問題となる事例を幅広く把握し、対応する価格転嫁円滑化スキームを創設いたします。

加えて、下請代金法や独占禁止法の執行強化などにより、立入調査や要請を行い、価格転嫁を行いやすくいたします。

この後、閣議了解を行い、本日御出席の事業者団体を含めて、各事業所管大臣から各団体に対して、取引先とのパートナーシップ構築、取引慣行や商慣行の是正などについて、会員企業に周知されるよう、要請することとしております。

取引は民と民の関係であり、本日お集まりの産業界をリードしている皆様方に御協力いただきますよう、是非ともよろしくお願い申し上げます。

【斉藤国交大臣の発言要旨（抄）】

建設業界では、8年前より国土交通大臣と建設業4団体のトップが定期的に直接意見交換を行うなど官民一体となって賃金引上げの取組を行い、直近6年間で年平均2.7%の賃金上昇を実現しました。

行政においては、市場の賃金実態を的確に反映し、9年連続で設計労務単価を引き上げるとともに、公共工事における適正価格での発注やダンピング対策の徹底を推進してまいりました。

また、業界団体では、ダンピング受注の排除や適正な請負代金での下請契約締結の周知などに取組んで頂きました。

国土交通省としては、特に民間工事における取引適正化が重要と考えており、各団体の皆様には、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保にご協力をお願い致します。



転嫁円滑化施策パッケージ(令和3年12月27日)(抜粋)

5 公共工事品質確保等に基づく対応の強化

(1) 公共工事品質確保法等の趣旨の徹底

- ・ 公共工事の発注者（地方整備局、都道府県、市町村、地方公社等）に対し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえて対応を図るよう、周知する。
- ・ 公共工事のみでなく、民間発注者に対しても、同様の適正な請負単価の設定や適正な工期の確保を求めるとともに、毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、国土交通省が請負代金や工期などの契約締結の状況についてのモニタリング調査等を実施する。

国土交通省における取組

- 令和3年12月27日に開催された「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議」において、斉藤国土交通大臣から同会議出席の経済団体等に対して、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保について、協力を依頼。
- また、同日付で公共発注者、民間発注者、建設業団体等に対して、労務費等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について要請を发出。令和4年3月8日付でも、同様の内容にて再度要請を发出。
- さらに、令和4年2月25日付けで、建設業団体等に対して、下請事業者から価格交渉の申出があった場合には積極的に応じること、取引価格は原材料費等の上昇分を考慮した上で十分に協議し決定すること等を要請。
- 加えて、転嫁円滑化施策パッケージに基づき、1月から3月までの「集中取組期間」において、請負代金や工期などの契約締結の状況について、モニタリング調査等を実施。

（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）

Ⅲ. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等

- 賃上げ・価格転嫁対策（内閣官房、経済産業省、公正取引委員会、国土交通省、厚生労働省）
 - 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、関係省庁や下請事業者から広範囲に情報提供を受け付け、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」や下請代金法上の「買ったたき」などに対する取締りを強化するなど、取引適正化の取組を進める。
 - 建設業・造船業における原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金・船価の設定や適切な工期の確保が図られるよう、公共・民間発注者等に対して周知徹底を図る。
 - アスファルト合材について、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、アスファルト合材の取引に係る事業者等への働きかけを行うとともに、資材価格等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保が図られるよう、公共発注者等に対して周知徹底を行う。

「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」

(令和4年4月26日国不建第52号～第55号、国交省不動産・建設経済局長 → 建設業者団体、公共発注者、民間発注者)

- ◇ 取引価格を反映した**適正な請負代金の設定**や納期の実態を踏まえた**適正な工期の確保**に加え、本年実施した**モニタリング調査の結果も踏まえ、スライド条項の適切な設定・運用**や**必要な契約変更の実施**について要請

契約締結時

公共・民間それぞれの標準約款に記載されている**請負代金や工期の変更に関する規定(スライド条項等)**を**適切に設定**すること

契約締結後

それらの規定を**適切に運用**すること

受注者や下請から**協議の申出があった場合は適切に応じる**こと等により、状況に応じた**必要な契約変更を実施**するなど、適切な対応を図ること

- ◇ 各関係者における取組の推進に向け、通知先に応じてそれぞれ以下を周知

建設業者
団体

- ・ 下請企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるため、**発注者との契約においても適切な対応**を図ること
- ・ **資材業者等に対しても同様の配慮**を行うこと

公共
発注者

- ・ **資材単価の改定を月ごとなど適時に行う**こと、状況等を踏まえて**単価設定のための調査の時期の前倒し・頻度の増加等**の対応をとること、可能な限り最新の時点の単価を用いて積算すること等により、**原材料費の最新の取引価格を請負代金へ適切に反映**すること

民間
発注者

- ・ 建設工事の受注者は、発注者が事業を推進する上での**重要なパートナー**であり、また、**受発注者間の価格の転嫁が元下間・資材業者等への転嫁に当たっても重要**となることから、**適切な対応**を図るべきこと

- ◇ 価格転嫁に関する相談等を「**建設業フォローアップ相談ダイヤル**」にて受け付けている旨周知

「ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分のアスファルト合材価格への適切な転嫁について」

(令和4年4月26日20220426製局第1号・国不建第56号、**経産省**製造産業局長・**国交省**不動産・建設経済局長 → 日本アスファルト合材協会、建設業者団体、公共発注者、民間発注者)
(**両省の連携により発出**)

- ◇ アスファルト合材の取引に係る事業者に対し、アスファルト合材について、原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、**当事者間で十分に協議の上適正な取引価格を設定**するなど、適切な対応を図ることを働きかけ

- ◇ **公共・民間発注者**に対しても、同様に、**適正な請負代金の設定**や**必要な契約変更の実施**について要請

➡ 適切な価格転嫁、取引の適正化に向けて、**官民協働**で取組を推進

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」、「建設業における社会保険加入対策」、「資機材価格の高騰等による価格転嫁」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただいていたところとす。

令和元年12月24日より、メールの受付アドレスが変更になっております。本リーフレットのアドレスをご利用ください。



TEL.  **0570-004976**

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00

(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省
不動産・建設経済局 建設業課

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

従来から受け付けていた、品確法の運用指針や公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報のほか、社会保険加入対策等についても相談や現場の生の声を受け付けます。

品確法の運用指針に関する情報

- 「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の運用指針の内容の実施状況についての相談
- 公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する現場の取組・実態についての情報

<例えば...>

- ・品確法の運用指針の内容について教えて欲しい。
- ・違反と疑われる発注者の行為について相談したい。
- ・発注者には言いにくい受注者の悩み、現場での困難な実態を聞いて欲しい など

いただいた情報をもとに...

- 当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図っていきます。
- 運用指針の実施状況のフォローアップに活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。



公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

<法令違反のおそれがある情報の例>

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方向的に押しつけ、その額で下請契約を締結した など

※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。



法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査等をするかどうかの判断をします。

いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただくこともありますので、予めご了承下さい。

社会保険加入対策

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」や現場入場についての相談

価格転嫁に関する情報

- 発注者との契約後における資機材価格の高騰等への対応についての相談

その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態についての関連する情報

※お寄せ頂いた情報は、国土交通省が直接対応出来る場合がありますので、予めご了承下さい。

E-mail: hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

<品確法・運用指針の内容や公共工事設計労務単価等の内容についてはホームページをご覧ください>

品確法・運用指針: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html

公共工事設計労務単価: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html

社会保険加入対策: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

資材価格高騰への対応について

- 民間工事標準約款においても、物価、賃金等の変動によって請負代金額が適当でない場合には、請負代金額の変更を求めることができる旨を規定するが、実際の契約では、当該条項が削除されている場合も散見され、価格転嫁が契約上困難となっている事例も一部に見られる。
- 発注者としては、請負契約締結後の予期せぬ請負代金額の変更は、自らの事業計画に大きく影響するため、可能な限り不確実性を排除をしたいと考えられるが、受注者としては、適切な価格転嫁が難しければ、経営状況の悪化や下請け等への支払いへしわ寄せが及ぶ可能性。

- 
- 受発注者間で適切に価格高騰リスクを分担するために、標準約款など契約について、考えていく必要があるのではないか。

(参考) 調査結果

- 価格高騰による影響について、約90%が「影響が出ている」状況であり、その中でも、約60%が「影響が大きく出ている」と回答。
- 物価等の変動に基づく契約変更条項の有無について、「含まれていない」が約9%、「公共では含まれるが、民間では含まれていない場合がある」が約6%。
- 契約金額変更申出の発注者受入状況について、約60%が「受け入れてもらえている」状況である一方、「受け入れてもらえない」(16%)、又は、「民間では受け入れてもらえない場合がある」(9%)とした回答は、合計で25%確認された。

2. 建設キャリアアップシステムについて

CCUSに関する主な取組

元請による現場利用、現場管理での活用

公共工事でのインセンティブ措置の導入

- ◎直轄工事で、WTO工事等において、モデル工事を実施
- ◎都道府県では、**35道府県が企業評価を導入**
- ◎さらに、**経営事項審査での加点について検討**
(すべての元請工事におけるカードリーダー設置等について加点することを検討)



- 『ブロック別CCUS連絡会議』で、都道府県建設業協会や都道府県などと情報共有し活用を推進
- 市町村に対しては『都道府県公契連』を通じて働きかけ

- 評価実施
- R4年度までに評価導入予定
- 今後検討

建退共（退職金制度）の掛金給付との連携

- ◎CCUSと電子申請方式との連携で建退共充当を効率化
※今夏から、**元請や1次下請が直接にデータ利用できる機能を供用**

技術者専任要件緩和の要件化

- ◎**監理技術者等の兼任を認める要件に、CCUS等による施工体制確認を位置づけることを検討**

社会保険加入確認での活用、施工体制管理等

現場管理での更なる活用を推進

小規模現場ニーズに応じたツールの多様化

- ◎カードリーダーが常設しにくい現場も**スマホ等で利用が可能**



自身の顔をスマホにかざして入退場が登録可能

労務費や処遇改善との連動

労務費調査との連動（技能者の技能経験に応じた労務費）

- ◎労務費調査でCCUS技能者や技能・経験別の賃金の実態を調査
⇒**レベル別の賃金目安を公示するなど、労務費調査と能力評価をどのように関連づけるかについても検討**

労務費調査でのCCUS技能者の実態
(令和3年度労務費調査)

- CCUS登録技能者(レベル4)の平均賃金はCCUS登録技能者(レベル1~3)より**約14%高い**
- CCUS登録技能者の平均賃金は全建設技能者より**約3%高い**



技能レベルを反映した手当支給の促進

- ◎**CCUSの能力評価等を企業独自の手当にて反映する取組が広がりつつあり、20社を超える企業で導入または検討。**

ゼネコン社による手当支給への取組例

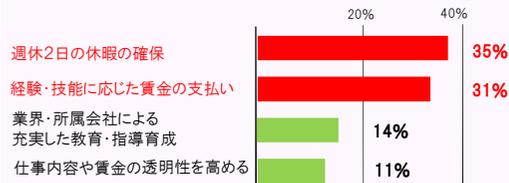
- CCUSのレベル別に月額手当を支給する優良技能者制度を実施【西松建設】
- 優良職長認定条件にCCUSカード保持を義務化、協会の規則でCCUS加入を義務化【奥村組】
- 評価制度をCCUSのレベル基準へと転換。R5.6より推薦要件化も検討【村本建設】
- 優良職長制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加。建退共において、民間工事にて半額負担していた共済掛金をCCUS登録技能者を対象に全額負担とする【鹿島建設】
- 独自の労務費補正制度(休日取得目標達成で、労務費を割増)にCCUS履歴を活用【五洋建設】

【その他導入・検討中の企業】青木あすなる建設、浅沼組、飛鳥建設、大林組、大林道路、奥村組、熊谷組、清水建設、大成建設、大日本土木、竹中工務店、東亜建設工業、東洋建設、戸田建設、日本国土開発、フジタ、前田建設工業、馬淵建設、三井住友建設、ヤマワウ

公共発注者による週休2日工事との連携

- ◎CCUSの管理機能を用いて、**公共発注者による週休2日工事の円滑な実施に活用**（公共発注者による閲覧機能を内製化）

技能者アンケートでは、週休2日と技能経験に応じた賃金の要望が多い



技能・経験の評価や見える化

能力評価制度の実施

- ◎現在、38分野で能力評価を実施
- ◎レベル2以上は**約6万人**
(うちレベル4は約4万人)



施工能力の見える化評価

- ◎現在、**9分野**で見える化評価を実施
(さらに、その他**7分野**で評価を検討中)

職種
基礎情報	★★★★★
施工能力	★★★★★
コンプライアンス	★★★★★



※評価実施企業は、見える化ロゴマーク、バナーの使用が可能

- ◎都道府県レベルの専門工事業団体との対話のための環境づくりを推進
(先行して10県で、『官民推進協議会』を設置)

【宮城県】



【静岡県】



能力評価対象分野の拡大について

技能者の能力評価は、国土交通大臣が認定した38分野の能力評価基準に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体により実施

電気工事 (一社)日本電設工業協会	橋梁 (一社)日本橋梁建設協会	造園 (一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会	コンクリート圧送 (一社)全国コンクリート 圧送事業団体連合会	防水施工 (一社)全国防水工事業協会
トンネル (一社)日本トンネル 専門工事業協会	建設塗装 (一社)日本塗装工業会	左官 (一社)日本左官業組合連合会	機械土工 (一社)日本機械土工協会	海上起重 (一社)日本海上起重技術協会
プレストレストコンクリート (一社)プレストレスト・ コンクリート工事業協会	鉄筋 (公社)全国鉄筋工事業協会	圧接 全国圧接業協同組合連合会	型枠 (一社)日本型枠工事業協会	配管 (一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会
とび (一社)日本建設躯体 工事業団体連合会 (一社)日本鳶工業連合会	切断穿孔 ダイヤモンド工事業協同組合	内装仕上 (一社)全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業 協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	サッシ・カーテンウォール (一社)日本サッシ協会 (一社)建築開口部協会	エクステリア (公社)日本エクステリア建設業協会
建築板金 (一社)日本建築板金協会	外壁仕上 日本外壁仕上業協同組合連合会	ダクト (一社)全国ダクト工業団体連合会 (一社)日本空調衛生工事業協会	保温保冷 (一社)日本保温保冷工業協会	グラウト (一社)日本グラウト協会
冷凍空調 (一社)日本冷凍空調 設備工業連合会	運動施設 (一社)日本運動施設建設業協会	基礎ぐい工事 (一社)全国基礎工事業団体連合会 (一社)日本基礎建設協会	タイル張り (一社)日本タイル煉瓦工事工業会	道路標識・路面標示 (一社)全国道路標識標示業協会
消防施設 (一社)消防施設工事協会	建築大工 全国建設労働組合総連合 (一社)JBN・全国工務店協会 (一社)全国住宅産業 地域活性化協議会 (一社)日本ログハウス協会 (一社)プレハブ建築協会	硝子工事 全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会	A L C (一社)A L C協会	土工 (一社)日本機械土工協会
ウレタン断熱 (一社)日本ウレタン断熱協会 ●令和4年4月1日より	発破・破砕 (一社)日本発破・破砕協会 ●令和4年4月1日より	建築測量 (一社)全国建築測量協会 ●令和4年6月1日より		

これに加えて、現在、10以上の専門工事業団体から、個別に能力評価基準の策定、又はその前段階となる「登録基幹技能者」の登録に係る相談を受付

- ① CCUS登録技能者(レベル4)の平均賃金はCCUS登録技能者(レベル1~3)の平均賃金よりも**13.9%程度**高い。※技能士等の資格を持った者が対象
- ② CCUS登録技能者の平均賃金は全建設技能者の平均賃金よりも**2.6%程度**高い。

【CCUS登録技能者(レベル1~3)の平均賃金を基準とした時の各種賃金比率】

特殊作業員	107.39	113.85
とび工	114.33	
電工	120.08	
鉄筋工	123.51	
塗装工	101.70	
溶接工	110.65	
運転手(特殊)	115.44	
橋りょう特殊工	113.40	
橋りょう塗装工	108.62	
橋りょう世話役	106.62	
土木一般世話役	109.90	
高級船員	109.93	
普通船員	123.35	
型枠工	105.92	
左官	127.52	
配管工	109.71	
防水工	104.93	

※加重平均により算出
 ※技能士等の資格を持っていない者については普通作業員、軽作業員等に分類されている
 ※登録基幹技能者の職種と関連がある職種のみ算出(標本数が極端に少ない職種は除く)

【CCUS登録技能者と全建設技能者の賃金比較】

全職種・建設技能者の平均 **102.55**
 (一部職種抜粋)

特殊作業員	101.31
普通作業員	102.69
とび工	101.82
電工	102.55
鉄筋工	102.92
塗装工	100.98
溶接工	103.30
運転手(特殊)	103.96
橋りょう特殊工	99.91
橋りょう塗装工	101.45
橋りょう世話役	103.00
土木一般世話役	103.67
高級船員	106.83
普通船員	99.37
型枠工	100.70
左官	102.67
配管工	102.59
防水工	102.29

※この分析(試算)は全建設技能者数に占めるCCUS登録技能者数やレベル判定を受けた技能者数が少ない条件の下で行われたもの
 (出典)公共事業労務費調査(令和3年10月)より国土交通省において算出

○ CCUSの能力評価等を企業独自の手当にて反映する取組が広がりつつあり、20社を超える企業で導入または検討。ひきつづき、優良事例の水平展開を図る。

西松建設	CCUSレベル別の優良技能者制度(協会対象)を実施。青:500円、銀:1,000円、金:2,000円、(特に模範となる方:3,000円)		
村本建設	評価制度をCCUSのレベル基準へと転換。青以下:2,000円(R4.11から)、銀:3,000円、金:3,500円。R5.6より推薦要件化も検討		
鹿島建設	職長制度・報奨金制度の前提。民間工事において半額負担としていた建退共掛金を、CCUS登録技能者については全額負担		
五洋建設	独自の労務費補正制度(休日取得目標を達成した場合、労務費を5~10%割増補正払い)の出勤確認にCCUS履歴を利用可能に		
奥村組	スーパーマイスターは銀カード以上を要件(手当3,000円)	東洋建設	ランク別優良職長制度の導入を検討
清水建設	金カード保有者より優良職長選定(手当3,000円)	ヤマウラ	CCUSカード色別手当の導入を検討
青木あすなろ建設	優良技能者の認定資格条件にCCUS登録を追加	東亜建設工業	優良職長の認定基準にCCUS登録を位置づけ
浅沼組	R5より浅沼マイスター資格要件にカード所持を必須化	戸田建設	優良技能者制度手当要件に技能者登録追加
大林組	優良職長制度におけるCCUS登録の義務化	飛島建設	R4より優良職長認定要件にCCUS登録を追加
大林道路	優良職長の条件としてCCUSを位置づけ	日本国土開発	国土優良職長認定基準にCCUS登録を検討
熊谷組	優良職長認定条件にCCUSカード保持を義務化	フジタ	CCUS登録を表彰要件に追加、手当支給検討
大成建設	優良技能者制度の認定基準にCCUS登録を追加	前田建設工業	優良技能者認定要件にCCUS登録を追加
大日本土木	認定要件にCCUS登録者または申請者を追加	馬淵建設	CCUSのEMゼックマイスター認定要件化を検討
竹中工務店	優良職長の認定要件としてCCUS登録を義務化	三井住友建設	CCUSの活用を今後検討

※手当は日額を表示

(R4.5現在、国土交通省調べ)

建設技能者の処遇改善に向けて

- 労働時間については、工期に関する基準の制定や、令和6年度から開始される残業の上限規制などにより、他産業と比べて長いとされる労働時間の短縮に向けた取組が進むが、週休2日制を進める上でも、労務費、賃金の上昇を求める意見も多く聞かれる。
- 賃金については、CCUSなどの処遇改善に向けた取組が進む中、設計労務単価が10年連続で上昇する一方で、建設技能者の平均年収はその伸びに及んでいないとの意見もある。

- 
- **設計労務単価相当の賃金の行きわたりを更に徹底させる方策として、重層下請構造が元下間の請負金額に与える影響や、重層化による非効率性についても、考えていく必要があるのではないか。**

(参考) 調査結果

- 週休2日制を導入できない理由としては、「適切な工期が確保できないため」が65.7%と圧倒的に多い。次いで、「人手不足のため」「元請企業が休ませてくれないため」「日給の労働者の収入が減少するため」が30%台で続く。
- 週休2日制の定着に必要な条件としては、「適正な工期」「労務単価のアップ」が6割前後と多く、「十分な人手の確保」がそれに続く。
- 週休2日制に関する意見の内容としては、「労務単価、賃金アップが優先されるべき（63件/210件）」「元請が徹底しない限り休めない。業界全体としても取り組むべき（53件/210件）」というものが多。

令和3年度 働き方改革における週休二日制、専門工事業の適正な評価に関する調査結果
一般財団法人 建設産業専門団体連合会

3. 「適正な施工確保のための技術者制度検討会」 での見直し方針について

「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」概要

担い手不足への懸念や生産性向上へのニーズ等の建設業の課題や、近年のICT技術の向上等の技術者制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、監理技術者等の配置のあり方や、担い手確保の観点からの技術検定制度の見直し等について具体化※に向けた検討を行う。

※前期検討会（H29.6）でとりまとめた施策の方向性を踏まえて具体化

委員

(土木分野)	小澤 一雅	東京大学院工学系研究科社会基盤専攻教授 [座長]	
	堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科教授	
	木下 誠也	日本大学危機管理学部危機管理学科教授	
(建築分野)	遠藤 和義	工学院大学建築学部建築学科教授	
	蟹沢 宏剛	芝浦工業大学建築学部建築学科教授	
	西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科准教授	
(法律分野)	大森 文彦	弁護士	
(経済分野)	大串 葉子	椋山女学園大学 現代マネジメント学部教授	(敬称略)

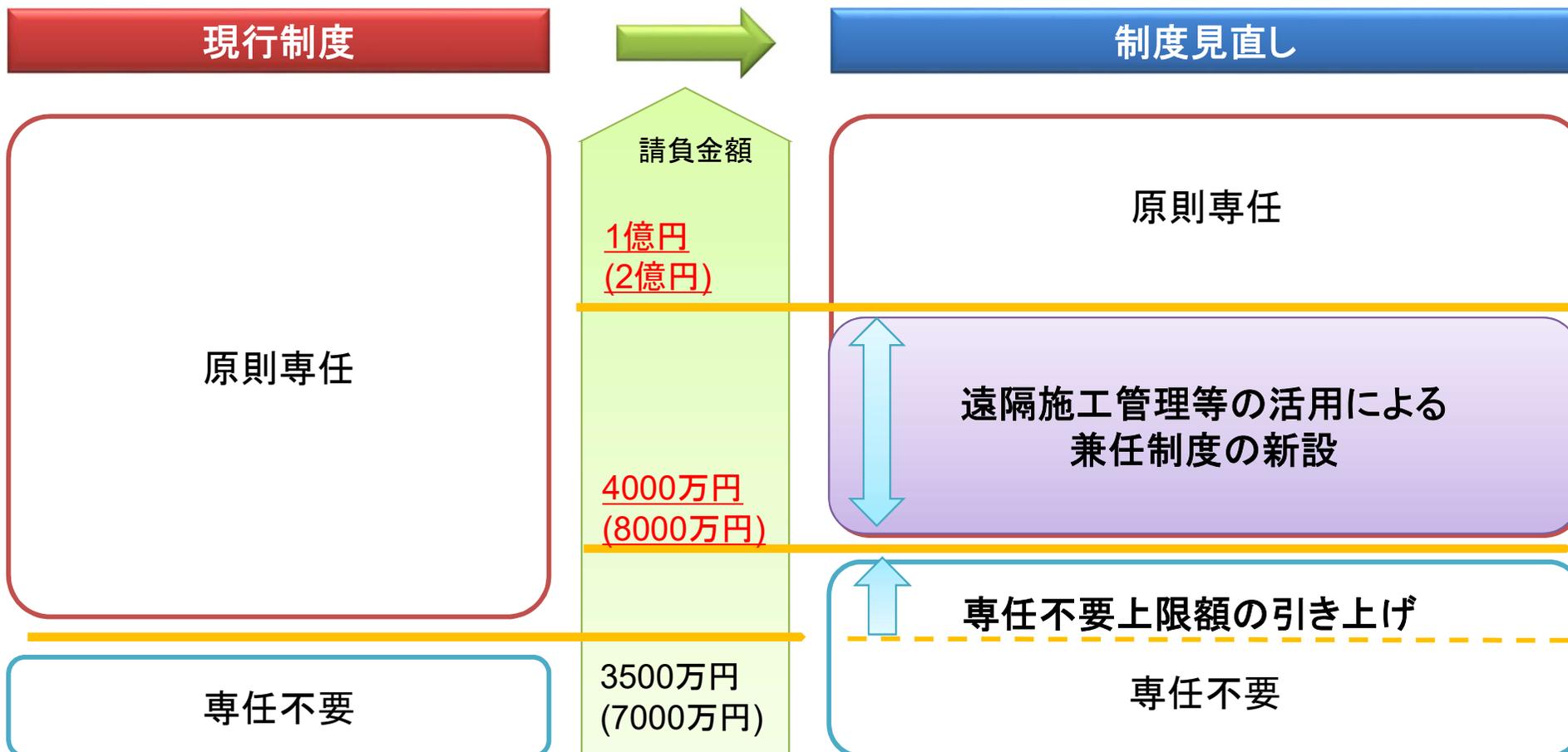
主な検討事項

- 監理技術者等の専任要件について
ICTの活用など代替手段の導入により、適正な施工を確保しつつ監理技術者等の専任要件の見直しが可能か検討。
- 営業所専任技術者の兼務について
ICTの活用など代替手段の導入により、主任技術者等との兼務を認める範囲を拡大することが可能か検討。
- 技術検定等の実務要件について
技術検定の受検要件として設定されている学歴に応じた一定の実務経験年数について短縮が可能か検討。

スケジュール

- 令和3年11月22日 第1回検討会
- 令和4年2月21日 第2回検討会
- 令和4年3月29日 第3回検討会
- 令和4年4月25日 第4回検討会
- 令和4年5月31日 見直し方針のとりまとめ

- **専任不要上限額の引き上げ**
技術者の専任を求める請負金額について、建設工事費デフレーター、消費税率等を踏まえ、基準額を引き上げ。
- **兼任可能な制度の新設**
多様な建設工事においてICTの活用による施工管理の効率化を可能とするため、一定規模以下の工事に関して、兼任可能な制度を新設。
- **その他の検討**
技術者配置の運用の見直し。



()は建築一式工事の場合

監理技術者等が兼任可能な条件の方向性

工事現場について

- ・ 工事請負金額がいずれも1億円未満（建築一式工事は2億円未満）の2現場を兼務すること。
- ・ 監理技術者等と各現場との間に、現場の状況確認と意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境（スマートフォン・web会議システム等で可）が整備されていること。
- ・ 各現場が一日に巡回可能な範囲（現場間を2時間程度で移動できる距離）に存在すること。

施工体制について



- ・ 連絡要員（1年以上の実務経験を有する者）を配置すること。（専門工事業の場合は、各下請業者への連絡体制の確保により代替可能。）
- ・ 当該建設業者からの下請次数が3次以内であること。
- ・ 日々の施工体制がCCUS等※により遠隔から把握可能であること。

※技能者情報の真正性を確保する観点からCCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましい。

運用について



- ・ 兼任にあたっては、技術者の労働時間が過大とならないよう十分に留意※しつつ、施工管理の手段及び人員配置に関する計画書を作成、保存する。

※兼務する工事の規模や難易度、類似性等を勘案し、兼任した場合の業務量等を十分検討

営業所専任技術者と監理技術者等の兼任の考え方

現状

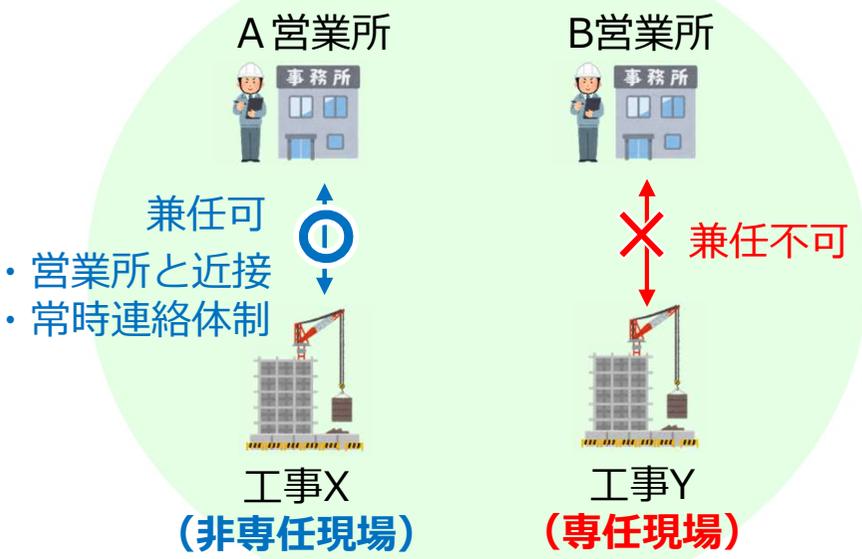
- 営業所専任技術者が専任現場（請負金額3500万円以上）の監理技術者等を兼任することは認められていない。
- 非専任現場については、①近接、②常時連絡体制の2条件のもと兼任可能。



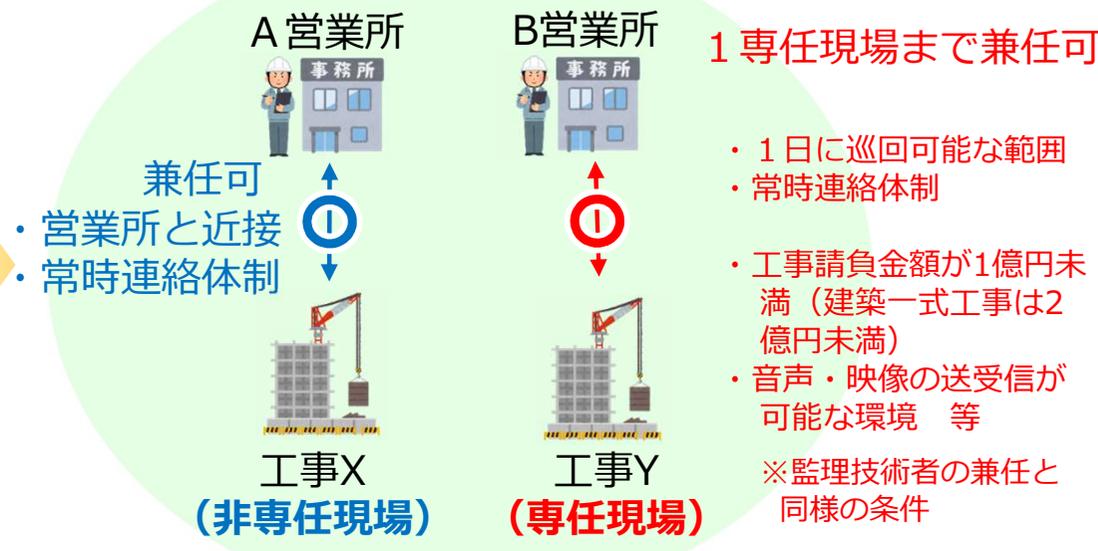
見直し案

- 一定の条件のもと、**1現場**までに限り**専任現場との兼任を可能**に。

現状



見直し案



営業所専任技術者と監理技術者等を兼任可能な条件の方向性

- 技術者不足が懸念される中、技術者を営業所の業務のみに従事させるのではなく、現場の監理技術者等としても配置するニーズは大きい。
- 営業所専任技術者と工事現場の監理技術者等の兼任については、**営業所専任技術者としての役割**（適正な請負契約の締結・営業所の他の工事の技術的サポート等）と、**現場技術者としての役割**（適正施工の確保）の両方を達成できるよう、専任現場の兼任と同様の条件のもと、「**1 営業所 + 1 専任現場**」の兼任を可能とする。

営業所専任技術者と現場技術者を兼任可能な条件

工事現場等について

- ・ 1 営業所と、当該営業所において請負契約が締結された工事請負金額が 1 億円未満（建築一式工事は2億円未満）の 1 現場（専任を要するもの）を兼務すること。
- ・ 監理技術者等と営業所が常時連絡をとりうる体制にあること。
- ・ 監理技術者等と現場との間に、現場の状況確認と意思疎通に必要な音声・映像の送受信が可能な環境（スマートフォン・web会議システム等で可）が整備されていること。
- ・ 工事現場が営業所から一日に巡回可能な範囲（2 時間程度で移動できる距離）に存在すること。



施工体制について

- ・ 工事現場に連絡要員（1年以上の実務経験を有する者）として技術者を配置すること。（専門工事業の場合は、各下請業者への連絡体制の確保により代替可能。）
- ・ 当該建設業者からの下請次数が 3 次以内
- ・ 日々の施工体制がCCUS等により遠隔から把握可能であること。



運用について

- ・ 兼任にあたっては、技術者の労働時間が過大とならないよう十分に留意しつつ、施工管理の手段及び人員配置に関する計画書を作成、保存する。

技術検定の受検資格見直しの方向性

○ 1級の受検資格（現行）

学 歴	第一次検定	第二次検定
大学（指定学科）	卒業後 3年実務	
短大、高専（指定学科）	卒業後 5年実務	
高等学校（指定学科）	卒業後 10年実務	
大 学	卒業後 4.5年実務	
短期大学、高等専門学校	卒業後 7.5年実務	
高 等 学 校	卒業後 11.5年実務	
2 級 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年実務
上 記 以 外	15年実務	

（いずれも指導監督的実務経験1年を含む必要あり）

○ 2級の受検資格（現行）

学 歴	第一次検定	第二次検定
大学（指定学科）	17歳以上	卒業後 1年実務
短大、高専（指定学科）		卒業後 2年実務
高等学校（指定学科）		卒業後 3年実務
大 学		卒業後 1.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 3年実務
高 等 学 校		卒業後 4.5年実務
上 記 以 外		卒業後 8年実務

（見直し）



第一次検定	第二次検定
19歳以上 〔 専門性の高い大学 課程履修者は一部 科目を免除 〕	1級技士補として 一定規模以上の工事の 実務経験3年 ※1

※1 下請金額が監理技術者配置を要する金額以上の工事の施工管理実務経験は3年。監理技術者補佐としての経験は1年。その他の経験については5年。
 2級合格者は従前のとおり。
 これまでの受検資格については別途経過措置を検討。

（見直し）



第一次検定	第二次検定
17歳以上 〔 専門性の高い学校 課程履修者は一部 科目を免除 〕	2級技士補としての 実務経験3年 ※2

※2 1級技士補の場合は1年。
 これまでの受検資格については別途経過措置を検討。

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

(4) 常駐・専任に係る規制の見直し

○生産性向上に資する建設業における技術者等の配置・専任要件の見直し

【令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

- 国土交通省は、担い手の確保や育成、生産性の向上が課題となっている建設業について、「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」を開催し、デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任要件について、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行う。

2. デジタル分野以外の横断的な取組

(1) 多様でフェアな社会の実現に資する技術者等の資格要件の見直し

○建設業における技術者の資格要件の見直し

【令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

- 国土交通省は、建設業の技術者となるための資格取得及び受検の要件について、当該要件が技術者として建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するために定められていることを踏まえ、資格取得や受検の要件として実務経験年数を設けることの必要性、学歴に応じて実務経験年数に差異を設けることの合理性、指定学科の範囲の在り方に関する検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う。